

# 大地震に備えて

# 協力会員登録をしましょう！



—会員の皆様のご協力をお願い致します。—

現在の協力会員数は341社です。本会では目標数として全会員の一割を目指しておりますので、まだ未加入の会員の方は是非ともご協力頂きますよう宜しくお願い致します。

本会では、県と「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結しており、発災時に県が民間賃貸住宅を借り上げ、被災者に使用貸借する制度です。家賃は県が負担し会員業者に利点があるばかりでなく埼玉県民の非常時の住宅を提供する本会の社会貢献事業としても位置づけられております。是非会員登録をお願い申し上げます。

●なお、既に登録されている会員様はご登録は不要です。

## 1. 対象となる被災者

震災により住家を滅失等され、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者が対象となります。

## 2. 借り上げ条件

- ①借 り 上 げ 期 間：最長2年間
- ②契 約 事 務 手 数 料：家賃の0.5ヶ月分
- ③提 供 住 宅 の 基 準：住宅の規模は概ね19㎡から80㎡（共同住宅ではバルコニー、共用部分を除きます。）の範囲内とします。また、状況により基準外の規模の住宅もお願いする可能性があります。
- ④家 賃 基 準：家主から埼玉県が借り上げる際の賃料は、月額一戸あたり概ね10万円を限度とし、発災前の近傍同種（市場家賃）と同等額とさせていただきます。
- ⑤敷金・礼金について：埼玉県及び住宅使用者（被災者）は負担しません。ただし、住宅使用者が故意・過失等に損耗・毀損した箇所の修理、及び原状回復について、住宅使用者が自ら負担できない場合、埼玉県が代わって負担します。
- ⑥共 益 費 等：共益費、駐車場使用料等は住宅使用者が負担します。

## ■建設業を営む会員の皆様へ■

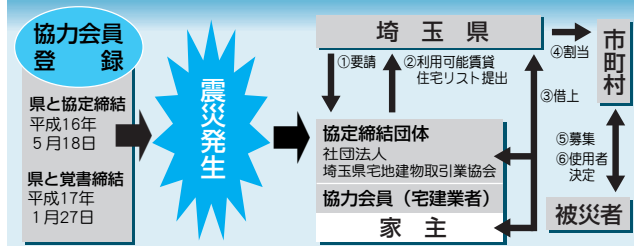
「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」へ会員登録を頂きますと、埼玉県発注の公共工事における「経営事項審査（建設管理課）」及び「入札参加資格審査（入札審査課）」の加点措置がございます。詳細については下記連絡先までお問い合わせ下さい。

経審について：埼玉県県土整備部建設管理課 TEL048-830-5183

入審について：埼玉県総務部入札審査課 TEL048-830-5771



## 県との協定に基づく震災発生時の対応



○申込書の請求については本部事務局  
総務課まで TEL 048-811-1820